

(2) 児童生徒と保護者の心のケア

留意点	<p>① 事案発生後には、児童生徒と保護者の心のケアに取り組む必要がある。事前に支援体制や方法について明らかにしておく。</p> <p>② 特に、ケア会議を開催し、支援することが重要である。</p>
教育相談体制の確立	<p>ポイント1 緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> □事案発生時に児童生徒の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。 □日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。 □児童生徒に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。 □重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。 <p>※ 文部科学省「子どもの心のケアのために」（平成22年7月）を参照願います。</p>
ケア会議	<p>ポイント1 緊急時は、ケア会議を開催して支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、担任等で構成する。学年会に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後、毎日、開催する。 □ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。 <p>■ ケア会議の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画 ・保護者と担任、教育相談担当等との連携促進 ・スクールカウンセラーや病院等への相談・連携 <p>ポイント2 被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怪我や入院はないか。 ・事案発生現場を見ていたか。（第一発見者、近くで目撃等） ・被害者、加害者との関係性。（親友、友人、部活動で一緒等） ・事件前から、悩み等を抱えていなかったか。 ・事件後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象。 <p>ポイント3 共感的理解に基づき対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。 □具体的には、児童生徒に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。 □状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。